

**「航空機騒音に係る環境基準の改正について」(騒音評価手法等専門委員会報告案)
に対する意見募集の結果について**

1. 概要

「航空機騒音に係る環境基準の改正について」(騒音評価手法等専門委員会報告案)に対する意見募集の結果について、以下のとおり意見募集を行った。

- (1) 意見募集期間 平成19年5月17日(木)から6月15日(金)まで
- (2) 告知方法 環境省ホームページ、電子政府ホームページ及び記者発表
- (3) 意見提出方法 郵送、ファックスまたは電子メール

2. 意見提出数

14通(75件) [内訳] 民間企業関係 0通
自治体関係 2通
個人・その他 12通

番号	分類	御意見概要	件数	御意見に対する考え方
1	評価指標の見直しについて	評価指標のみではなく、基準値等の環境基準全般に関する改正を望む。	4	今回の報告は、騒音の測定技術が向上したこと、国際的に等価騒音レベルを基本とした評価指標が採用されていることを背景として評価指標の見直しを行う旨報告案に記載しています。基準値等全般の改正については、今後の課題とさせていただきます。
2		諸外国においては等価騒音レベルベースの指標に対し、LnightやLmaxの併用がされている国もある。Ldenのみでなく、LnightやLmaxの併用が必要。	5	LnightやLmaxの併用が一部の国で採用されていることは承知していますが、Ldenの採用が世界の主流となっています。また、評価指標の継続性を考慮し、Ldenとしました。
3		国際空港や離島空港まで存在する日本の特性も考慮する必要がある。	1	今回の報告にあたっては、大規模空港から地方空港、防衛施設まで、幅広くその特性を考慮しています。
4		エネルギー暴露総量を正確に把握できるようになる評価指標の変更については基本的に賛成。	1	ご意見ありがとうございます。
5		現行の評価指標との継続性については、簡潔な文章と内容に賛成。	1	
6		評価指標に関する記述については、検討結果が簡潔に示されており内容と文章に賛成。	1	
7	基準値について	現在基準値以下となっている地域において、環境基準値まで騒音を発生させてもよいという解釈は許されない。	2	御指摘のとおり、環境基準は、基準値まで騒音を発生させて良いという意味ではなく、基準値以上に環境を良好にすることを妨げるものではありません。
8		環境基準を見直す場合は、会話妨害や睡眠影響等を再検討し、より厳しい基準値にするべき。	13	今回の報告は、騒音の測定技術が向上したこと、国際的に等価騒音レベルを基本とした評価指標が採用されていることを背景として評価指標の見直しを行うこととしています。なお、今回の報告では地上音も含めて評価することにより、より実態に即した正確な評価を導入する旨報告案に記載しています。睡眠影響等については、現在調査を行っており、その結果により必要に応じて再評価することとなります。
9		逆転現象について	逆転現象は単一滑走路でも発生する。	1
10		評価指標検討の際の逆転現象の記述については簡潔な文章と内容に賛成。	1	ご意見ありがとうございます。
11		逆転現象の発生状況はどのようなものか。	1	逆転現象の程度、原因については報告案に記載しているとおりです。

12	諸外国の動向について	第4回部会資料、第16,18回資料により示された各国の評価指標が異なるため、正しいものを示されたい。	1	第4回騒音振動部会で使用した資料と、専門委員会で使用した資料の出典が異なるため、不一致が生じました。報告案に記載されているものが正式なものとなります。
13	地上音の評価について	リバース音やタキシング等の地上音に含まれる低周波音について検討されたい。	1	交通施設からの低周波音対策については、別途環境省において検討することとされています。
14		エンジンの試運転や暖機運転など長時間観測される地上音を評価に加えるべき。	1	今回のLdenへの変更で地上音も含めた騒音の総暴露量の評価が可能となります。
15		評価指標検討の際の地上音の評価の記述については、簡潔な文章と内容に賛成。	1	ご意見ありがとうございます。
16		道路等の騒音も評価対象に加えるべき。	1	航空機騒音にかかる環境基準は、航空機の運航にかかる騒音を評価するものです。Ldenという等価騒音レベルを基本とした評価指標への変更は、他の騒音との相対的な比較が可能となり、その旨報告案に記載しています。
17		測定に係る自治体への財政的・技術的支援が必要。	2	費用負担については、地方分権の推進に伴う財源移譲の措置により自治体が行うことになっています。測定の技術的支援については、今後、測定マニュアルの整備等により対応するとされています。
18		国の方針として、1日ごとのピークレベルのパワー平均値と最大値を公表することが望ましい。	1	測定地点については、環境基準の達成状況を把握し、対策を講ずる上で必要と認められる地点とすることとされており、測定の主体は自治体等となっています。測定方法や結果の公表については、今後環境省において検討するとされています。
19	より多くの場所で騒音測定を行うとともに、測定機器やデータの公表に努めるべき。	1		
20	速やかな測定の実施を求む。	1	新指標に改正された後は、測定機器の整備等を行った後、速やかに測定、評価されることとなります。	
21	評価指標検討の際の測定の容易性の記述については、簡潔な文章と内容に賛成。	1	ご意見ありがとうございます。	
22	測定技術・機器の改善についての記述については異議なし。	1		
23	住民反応について	見直しは地方自治体等が要望している社会調査の必要性も根拠とすべきであり、睡眠影響や日常生活への影響などに対する住民反応を十分調査することが必要。	3	今回の報告は、騒音の測定技術が向上したこと、国際的に等価騒音レベルを基本とした評価指標が採用されていることを踏まえ、評価指標の見直しを行うものであり、その旨報告案に記載しています。なお、睡眠影響等については、現在調査を行っており、その結果により必要に応じて再評価することとなります。
24	騒音発生回数の増加等をより敏感に反映させるため、生物学や心理物理学等の分野も参考に評価方法を研究調査すべき。	2	今回の報告で提案された方法は、地上音も含めた評価が可能となることから、より体感に即したものとなります。なお、睡眠影響等については、現在調査を行っており、その結果により必要に応じて再評価することとなります。	
25	騒音対策について	報告案には国の対策のみ記載されている。住民側の状況や訴訟の動向等も記載すべき。	2	環境の状況は、環境基準の達成率が70～75%にとどまっていることを記載することにより表現しています。
26	達成期間を著しく超えているにもかかわらず未達成である状況を改善する真摯で抜本的な対策検討が必要。	2	今後も対策の推進は重要であると考えており、その旨報告案に記載しています。	
27	環境基準達成のための具体的方策(「誰が」「いつまでに」「どんな方法で」「何を」「どうするのか」)を明示されたい。	1		

28	達成期間について	達成期間について抜本的に検討されたい。	1	達成期間を過ぎても未達成の地域については早期達成は重要であると考えており、その旨報告案に記載しています。
29	評価期間について	評価は年平均ではなく、短期間評価や最繁忙週の平均とする等、住民反応との対応がよりよくなるよう検討されたい。	7	告示では、航空機の飛行状況等を考慮し、測定点における航空機騒音を代表すると認められる時期の連続7日間を測定することとしています。なお、住民反応については、現在調査を行っており、その結果により必要に応じて再評価することとなります。
30	地域類型の指定について	住民が生活している地域については地域類型の指定を行わず、同一の基準値が適用されるべき。	3	騒音の環境基準は主として生活環境の保全を目的としており、地域の利用形態を考慮したものとなっています。
31	小規模飛行場の扱いについて	離着陸の少ない空港周辺や騒音飛行機数の少ないルート下の地域は、Lden単一の指標では高いピークレベルが許容されるため、当該地域の環境を保全する方を記されたい。	1	小規模飛行場については、現在、「小規模飛行場環境保全暫定指針について」(平成2年9月13日環大企第342号)に基づき、周辺環境の保全が図られています。本改正により、より厳しい基準値を適用される方向に向かいます。
32	防衛施設の算式について	騒音コンターの作成も含めた、現行の防衛省方式による騒音の算出が軟化されないことを強く要望する。	1	防音対策については、新たな指標に基づき引き続き強力に推進する必要がある、その旨報告案に記載しています。
33	部会等の運営について	専門委員会を非公開とする理由及び部会長と専門委員長兼任の理由を示されたい。	1	専門委員会における検討には防衛施設のデータ等非公表の情報等も用いており、会議の公表は適切ではないと考え、非公表しております。現専門委員長については、航空機騒音に係る検討について、平成16年度より環境省が実施した調査の中で中心的役割を果たしてきている等、当該内容に精通していることから部会長就任後も引き続き専門委員長をされているところです。
34	語句等	目次が不揃いのため修正されたい。	1	御意見ありがとうございます。文章整理上の問題は、事務局にお任せいただきたいと思います。
35		1.背景の「評価指標」をより広義の「評価方法」等に直すべき。	1	
36		3.(1)の標題を「現行の評価方法」に修正されたい。	1	
37		3.(1)25行目の「測定方法」を「評価の算式」に修正されたい。	1	
38		5.(2)見出しを「逆転問題の発生」に修正されたい。	1	
39		5.(2)見出しを「逆転問題の発生」に修正されたい。	1	
40		5.(2)5行目以降を次のように修正されたい。「特徴がある。(改行して)なお、(以下、次の5~6行を移す)環境騒音の測定方法に関する...(5行目の「さらに」以降の文は削除する。)」	1	
41		5.(2)見出しを「住民反応との対応性」と修正されたい。	1	